

令和8年度自動車税の 知つとく情報



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

自動車税について

自動車の所有者に対して課税される財産税の一種です。
毎年5月に納税通知書を送付し、納付していただく税金です。

自動車税の納税義務がある方

4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は買主である使用者）の方に、1年度分の納税義務があります。4月1日以降に名義変更されても、4月1日現在の所有者に1年度分の課税がされ、新所有者へは翌年度からの課税になります。

なお、廃車（抹消登録）した場合は、廃車月の翌月から月割で還付されます。手元にない自動車の納税通知書が届いた場合は、名義変更又は抹消登録の手続を依頼した人に手続が完了しているかどうかご確認ください。

※ 軽自動車税は登録のある市町村から納税通知書が送付されます。

車検時の自動車税の納付確認

車検の際は、運輸支局等において自動車税の納付確認が行われます。延滞金を含め、未納がある場合は、車検の更新ができません。

自動車税の納付確認は、オンラインで行うことができるため、納税証明書の提示は原則として必要ありません。

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付、ATMで納付した場合は1週間、金融機関や県税事務所の窓口で納付した場合は2週間経過していれば、納税証明書の提示は不要です。

ご注意ください！

○ 納付してすぐに車検を受ける場合

金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付し、納税通知書右側の「自動車税納税証明書」をご使用ください。

○ 次の「自動車税納税証明書」は使用できません。

- ・ [登録番号] 及び [車台番号] 欄に*印があるもの
- ・ [領収日付印] がないもの
- ・ 領収日が納税証明書に記載されている指定日を過ぎたもの

なお、「埼玉県継続検査用確認システム」が利用可能な自動車整備事業者に車検を依頼した場合は、車検の際の納税証明書の提示が省略可能か確認することができます。

自動車税の納付方法について

納付方法	納付書の使用期限	参照
スマートフォン決済アプリ	納期限まで	⇒①
クレジットカード	納期限まで	⇒②
インターネットバンキング	納期限後も納付可能 (「地方税お支払サイト」からは納期限まで(令和8年9月に「e-Lお支払サイト」に名称変更))	⇒③
ペイジー対応ATM		⇒④
ダイレクト納付	納期限まで	⇒⑤
金融機関	納期限後も納付可能	
コンビニエンスストア	納期限まで	
各県税事務所・自動車税事務所本所(各支所では納付できません)		

県内自動車税事務所4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口では納付できません。ご了承ください。

具体的な金融機関名や詳細は、[埼玉県のホームページ](#)をご確認ください。

①スマートフォン決済アプリ

スマートフォン決済アプリの読み取り機能で「e-L-QR」又は「コンビニ収納等用バーコード」を読み取りしてください。



【e-L-QRを読み取ることができるアプリ】

PayPay、PayB、auPAY、ファミペイ、楽天ペイ、楽天銀行アプリ等

その他利用できるアプリは[こちら](#)から確認できます。

【バーコードを読み取ることで納付できるアプリ】

PayPay、PayB、auPAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ

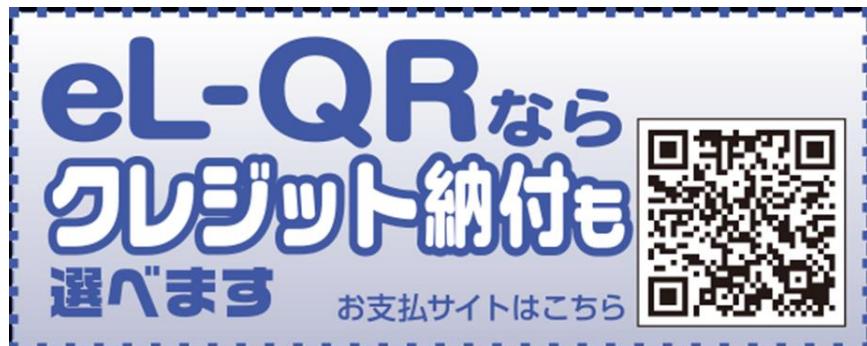
注意!

- スマホのカメラアプリでは読み取りできません。
- 手続完了後の取消しはできませんので、ご注意ください。

②クレジットカード

「地方税お支払サイト（令和8年9月に「e-Lお支払サイト」に名称変更）」にアクセスし、案内に従い手続を進め、納付方法で「クレジットカード」を選択してください。

下記画像をタップすると「地方税お支払サイト（令和8年9月に「e-Lお支払サイト」に名称変更）」にアクセスします。



※ ご不明な点等はサイト内の「よくあるご質問」や「マニュアル」等をご確認ください。

注意！

- **納付する額に応じて手数料がかかります。**手数料の金額は、地方税お支払サイトをご確認ください。
- 分割払いやリボ払いをご利用の場合は、別途カード会社が定める分割手数料がかかる場合があります。
- 手続完了後の取消しはできませんのでご注意ください。税金が還付になる場合でも手数料は還付されません。

③インターネットバンキング

埼玉県が指定する金融機関のインターネットバンキングで、納付書に印字されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」を入力することで納付ができます。

または、「地方税お支払サイト（令和8年9月に「e-Lお支払サイト」に名称変更）」にアクセスし、案内に従い手続を進め、納付方法で「インターネットバンキング」を選択することでも納付できます。なお、e-LTA Xの利用時間内に限ります。

注意！

- 手続完了後の取消しはできませんのでご注意ください。
- インターネットバンキング等のご利用は、**事前に取引金融機関との契約が必要です。**

④ペイジーマークのあるATM

埼玉県が指定する金融機関のペイジーマークのあるATMを利用して納付できます。納期限後にも納付可能です。延滞金も自動計算（一部を除いて）されるため、併せて納付することができます。

または、[「地方税お支払サイト（令和8年9月に「e-LTAXお支払サイト」に名称変更）」](#)にアクセスし、案内に従い手続を進め納付方法で「ペイジー番号を発行し当サイト以外（ATM等）で支払う」を選択することでも納付できます。

なお、e-LTAXの利用時間内に限ります。



注意！

- 手続完了後の取消しはできませんのでご注意ください。
- ATMの操作方法や利用可能時間帯は、各金融機関にお問合せください。

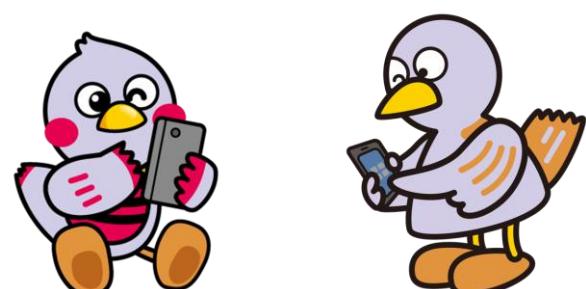
⑤ダイレクト納付

[「地方税お支払サイト（令和8年9月に「e-LTAXお支払サイト」に名称変更）」](#)にアクセスし、案内に従い手続を進め、納付方法で「口座振替ダイレクト方式」を選択してください。

なお、e-LTAXの利用時間内に限ります。

注意！

- 手続完了後の取消しはできませんのでご注意ください。
- ダイレクト納付では、**事前にe-LTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。**



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

納期限までに納付されなかつた場合

督促に続き、財産調査（勤務先や取引先等）を経て、財産（給与や売掛金、自動車等）の差押えが行われます。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金の納付が必要になる場合があります。

金融機関の窓口では、納税通知書又は納付書に記載されている金額のみの納付に限られ、延滞金の計算は行われないこととなりましたのでご注意ください。

なお、延滞金の納付が必要になる場合は、後日、県税事務所等から納付書を送付しますので、別途納付してください。

納期限までの納付が困難な場合は、自動車税コールセンター（0570-012-229）にご相談ください。

自動車税「納めてプラス！」キャンペーン

納期限までに納税した決済完了画面や領収証書等を協賛店で提示すると、お得なサービスが受けられるキャンペーンを実施しています。

キャンペーンの詳細は、下の画像をタップしてホームページをご確認ください。

※ キャンペーンの期限は、令和8年8月31日（月）まで



このポスター
又は
ステッカーが
協賛店の
目印です！



グリーン化税制について

平成13年度から環境性能の優れた自動車は通常の税率より税率が低くなり、新車登録から一定の年数を経過した自動車の税率が通常より高くなる「グリーン化特例」が導入されています。

重課対象車

燃料の種類	初度（新車）登録年月	税額
ディーゼル車（軽油）	平成27年3月31日以前 (初度登録から11年経過)	概ね 15%高くなります
ガソリン車・LPG車	平成25年3月31日以前 (初度登録から13年経過)	

※ バス（一般乗用バスを除く）、トラック（被けん引車を除く）は概ね10%高くなります。

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス、被けん引車は重課対象外です。

軽課対象車

初度（新車）登録年月	自動車の種類	税額
令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx 10%低減達成に限る。）	概ね 75%低くなります

※ 上記以外にも、営業用乗用車のうち一定の要件を満たすガソリン車・LPG車・ディーゼル車について、税額が軽減されている場合があります。

今年度軽減期間が終了した自動車

初度（新車）登録年月	自動車の種類	税額
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx 10%低減達成に限る。）	軽減前の通常の税額

※ 上記以外にも、営業用乗用車のうち一定の要件を満たすガソリン車・LPG車・ディーゼル車について、税額が軽減されていた場合があります。

障害者の方のための減免について

自動車税の納税通知書を受け取った、埼玉県内に住民登録のある障害者の通院、通学、通所、生業のために使用する自動車（個人名義の自家用自動車に限る。）で一定の要件を満たすものは、申請することにより障害者1人につき1台に限り、自動車税の減免を受けることができます。

減免できる自動車

※ 埼玉県外に転出して、登録を変更していない（埼玉県内のナンバーのままの）自動車は減免できません。

自動車の所有者（納税義務者）		自動車の運転者	手続に必要な書類 (次ページの「手続きに必要な書類」をご覧ください)
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④
		障害者と同一生計の家族等	①②③④⑤ ※ 同居している場合は⑤を省略できます。
イ	障害者と同一生計の家族等	障害者本人	①②③④⑤ ※ 同居している場合は⑤を省略できます。
		障害者と同一生計の家族等	
ウ	障害者本人 (世帯に運転免許証をお持ちの家族等がない方)	常時介護者 (障害者のために常時運転する方)	①②③④⑥⑦

減免の対象となる障害の区分と級

手帳の種類及び障害の区分	障害の級別
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級
体幹	1級～3級、5級
聴覚	2級、3級
視覚	1級～3級、4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1)
音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る。)
平衡機能	3級
上肢(じょうし) ※ 主に手や腕	1級、2級
下肢(かし) ※ 主に足	1級～6級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢 移動
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級、2級 1級～6級
療育手帳	①又はA
精神障害者保健福祉手帳	1級(精神通院医療を受けている方に限る。)
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる。

※ 障害名が半身不随の場合など複数の障害がある場合には、障害の区分ごとの級を確認します。

手続に必要な書類（窓口での申請の場合）

※ 申請に必要な書類の様式や郵送、電子申請の場合は[こちら](#)からご確認ください。

共通して必要な書類

①	<p>●手帳は必ず実物を提示 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳（複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳。） 精神障害者保健福祉手帳で申請される方は併せて自立支援医療受給者証（受給者証の交付を受けていない場合は精神通院医療を受けていることが確認できるもの。）が必要です。</p>
②	<p>運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可） ※ マイナ免許証のみお持ちの場合は以下のいずれかを提示 マイナ免許証読み取りアプリの読み取り結果を画像保存・印刷したもの（氏名等も表示され、運転者が特定できるものに限る。） マイナポータルとマイナ免許証を連携している場合は、マイナポータルの「運転免許」画面をスクリーンショットしたもの（時点表示が確認できるものに限り、申請日より1か月以内のもの。また、全項目が確認でき、運転者が特定できるものに限る。）</p>
③	<p>自動車検査証（コピー可） ※ 電子車検証の場合は原本（電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可）</p>
④	<p>自動車税の納税通知書 ※ 申請時に届いている場合</p>

障害者と同一生計の家族等が別居の場合

⑤	障害者と同一生計の家族等の氏名が併記された確定申告書、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類（コピー可）又は「同一生計誓約書」に納税義務者が自署したもの。
---	-------------------------------------------------------------------------------------

常時介護者（障害者のために常時運転をする方）が自動車の運転者である場合

⑥	障害者の世帯全員の住民票の写し（世帯全員、申請前3か月以内に発行されたもの）
⑦	「常時介護者の誓約書」に、障害者のために常時運転する方が自署したもの。

手帳交付申請中の場合

上記「共通して必要な書類」に記載している①の代わりに、手帳交付申請中であることがわかる書類（市区町村の受付日が確認できる手帳交付申請書のコピー等）

減免を受けていた自動車がある場合

減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類（コピー可）

[例]登録識別情報等通知書（一次抹消登録）、移転登録・名義変更後の自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）

（＊）[自動車税事務所ホームページ](#)からダウンロード、又は申請窓口でお渡しします。

注意

既に減免を受けていた自動車がある場合、自動車税事務所本所又は支所へお問合せください。

減免の上限額

上限額は45,000円です。

なお、グリーン化税制による重課対象車は51,700円です。

※ 上限額を超えた差額は納税していただきます。

申請方法

申請方法は次の3種類になります。

- 自動車税事務所・同支所又は県税事務所の窓口での申請
- 郵送申請
- 埼玉県電子申請・届出サービスを利用した電子申請

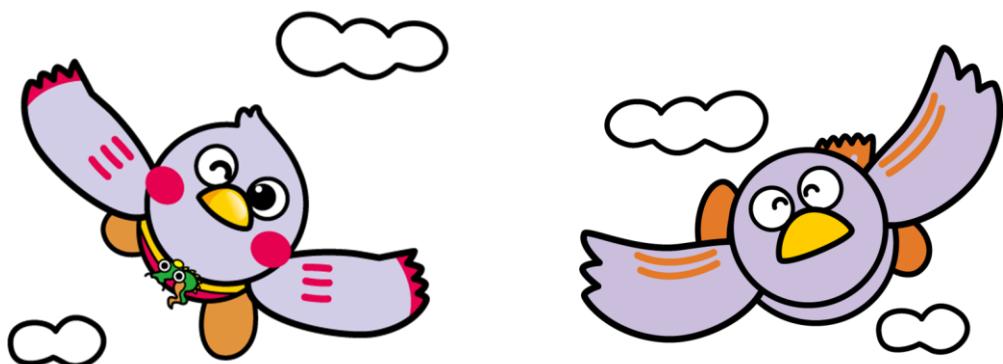
申請期限

納税通知書に記載された納期限（令和8年6月1日（月））まで

※ 納期限後でも申請できますが、減免される税額は、申請した日の翌月からの月割り額となります。

障害者減免以外での減免等に関するお問合せ先 (公益法人、通園バス等の減免)

- ・自動車税事務所：048-658-0227
- ・自動車税事務所 大宮支所：048-623-0600
- ・自動車税事務所 熊谷支所：048-532-8011
- ・自動車税事務所 所沢支所：04-2998-1321
- ・自動車税事務所 春日部支所：048-763-4111



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

引っ越しをした時の手続について

自動車税の納税通知書は自動車検査証（車検証）の住所に送付されます。
住民票の変更だけでは、車検証の住所は変わりません。引っ越しをされた場合は、必ず車検証の変更手続を行ってください。

自動車検査証（車検証）の変更手続について

お問合せ先ページ記載の「埼玉運輸支局 登録関係ヘルプデスク」
(050-5540-2026)にお問合せください。

なお、OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用し、
インターネットからでも手続できます。利用方法等は[こちらのOSSのサイト](#)をご確認ください。

自動車検査証の変更手続が遅れてしまう場合

やむを得ず自動車検査証の変更手続が遅れてしまう場合は、次の①又は②
のいずれかの方法で納税通知書の送付先の住所変更の手続をしてください。

- ① 埼玉県自動車税事務所ホームページの、
「自動車税住所変更届」の申請画面から手続してください。
- ② お問合せ先ページ記載の自動車税コールセンター (0570-012-229) へご連絡ください。



埼玉県マスコット「コバトン」

お問合せ先

自動車税コールセンター

0570-012-229

自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、あらかじめ対象となる自動車の登録番号（ナンバー）をご確認の上、平日8：30～17：15にお問合せください。

自動車税チャットボット

自動車税に関するご質問に24時間365日対応するため、AIチャットボットを導入しています。

[リンク先](#)の画面右下に表示されている「コバトン」と「さいたまっち」のアイコンをクリックしてご利用ください。

（利用上の注意）

自動車税チャットボットの利用料は無料です。

ただし、インターネット回線の利用料は、ご利用者の負担となります。

自動車税チャットボットは自動車税に関するよくある質問にお答えします。

個別具体的なお問合せにはお答えできない場合があります。

※ システムメンテナンス日はご利用できません。

埼玉運輸支局 登録関係ヘルプデスク

050-5540-2026

自動車検査証（車検証）の変更手続に関するお問合せは、開庁日の8：30～17：15（自動音声案内は24時間対応）にお問合せください。

障害者減免以外での減免等に関するお問合せ先

※ 公益法人、通園バス等の減免について

自動車税事務所：048-658-0227

大宮支所：048-623-0600 熊谷支所：048-532-8011

所沢支所：04-2998-1321 春日部支所：048-763-4111